

岩崎純一学術研究所 女性局 著

『岩崎純一全集』 序巻 「序説、総記（序）」

女性編纂別添資料

岩崎純一総合アーカイブ・『岩崎純一全集』・岩崎純一学術研究所・岩崎式十進分類法に関する序説、学問及び図書の種類、個人の知的作業の図書館情報学・資料組織論に基づく体系化・組織化の追究

編纂、監修

岩崎純一学術研究所『岩崎純一全集』編纂局

巻頭言

本巻は、『岩崎純一全集』の序巻の女性編纂別添資料を成し、『全集』とこれを含む総合アーカイブ及び研究所を俯瞰的に解説し、かつ岩崎式十進分類法による岩崎個人の知的作業と学問の体系化の手法を述べると共に、人間の知的作業と学問一般の体系化の試みをも述べられた岩崎所長の本編資料に、女性の視点から追記するものである。

なお、本資料は、『全集』への収録を当該著作物の全ての著作者が要望し、譲渡可能な権利（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定することが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）の全部について、岩崎所長への譲渡が完了したものであるから、序巻に定められる通り、『全集』へ収録する。収録場所は、序巻の第一次区分の女性系の解説内とする。

一方、同権利の全部について、未だ岩崎所長への譲渡が完了していない女性編纂別添資料は、【2系】以外の各系の女性系に収録する。

目次

巻頭言

序巻本編について

女性の製作物（有体物）・著作物（無体物）の分類基準

二〇一五年四月二十四日 起筆

二〇一七年一月十二日 公開

二〇一八年一月二十一日 更新

二〇一八年三月二十六日 最終更新

序巻本編について

私たち女性局は、岩崎所長により序巻本編において示された次の【女性系】の扱いの方針に従い、女性編纂別添資料を編纂・整理する。

●【女性系】には、既に【1系】から【9系】までのいずれかに含まれるものの、第二巻から第六巻に定める通りの、女性に固有の諸事情に基づき、女性編纂者（特定女性スタッフ）が管理する有体物及び無体物が含まれる。

ここに含まれる製作物・著作物の多くは、第六巻に定める女性編纂別添資料（略：女性資料）として編纂され取りまとめられるもので、総合編纂者たる岩崎純一への管理権限の全面的な移行が、将来に検討されてはいるが、現在は留保されているものである。

これらの製作物・著作物（女性編纂別添資料）から成るアーカイブ【女性系】を女性編纂別添資料アーカイブ（略：女性資料アーカイブ）と称する。

これらの製作物・著作物の多くは、基本的には岩崎の著作物で

はない（岩崎の製作物か、女性の製作物・著作物かのいずれかである）ため、【2系】JICW『全集』以外の各系に含まれる。

但し、これらのうち、女性編纂者らが他の女性の著作者から管理を依頼された著作物、または、女性編纂者ら自身の著作物であって、これら著作者の女性本人がJICWへの収録を強く要望し、その著作権の全部（著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として特掲されていないときに留保されたものと推定すること）が規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利を含む）が第六巻に定める通り本人から岩崎に直接譲渡された著作物については、JICWにおける女性編纂別添資料へと移動させるものとし、さらには、その本体資料（本編）へ移動させることもある。女性の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

また一方、女性編纂者の編纂資料のうち、岩崎の製作物・著作物のみから成るものも女性編纂別添資料と称するが、これらのうち著作物の編纂資料については、基本的に編纂上の著作権の全部が岩崎に譲渡されるため、【2系】JICWに収録する。岩崎の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

女性編纂別添資料のうち、女性と岩崎との共同の製作物・著作物は、女性のみによる製作物・著作物と同様に扱う。これらのうち著作物については、当該著作物に関わる全ての女性によって著作権の全部を岩崎に譲渡する旨の意思が書面または電磁的記録により示されない限り、JICWに収録しない。女性と岩崎との共

同の製作物については、所有権等に関する協議の結果により分類する。

女性局は、第一局から第九局と並列的に設置され、これら九つの各局の配下にある九つの各女性部を統括する。すなわち、アーカイブとしては、各【女性系】は九つの各【女性群】の総称である。また、女性群（【女性部】）と女性類（【女性班】）の関係、女性類（【女性班】）と女性綱（【女性係】）の関係も同様である。

女性局が管理するこれら【女性系】以下のアーカイブ（女性編纂別添資料アーカイブ）は、JICA内のアーカイブでありつつ、総合編纂者たる岩崎に対して大きな独立性を保つものである。

女性局及び【女性系】の特称の仕方については、第二巻を見よ。

女性の製作物（有体物）・著作物（無体物）の分類基準

また、私たち女性局は、序巻本編の岩崎所長による第一次区分の分類方針から導き出される次の方針をも、女性の視点から、今一度確認し、従うものとする。

● 製作者または所有者の女性から岩崎所長に提供された有体物のうち、その提供者の女性が、一身上の都合（これを女性自身で所持することに伴う個人的事情による苦痛を回避する目的等）により、この有体物について女性自身の有する権利のうち他の者に譲渡・移管可能な権利の全部（物権・所有権等）を強い意思を持

って放棄し、これを岩崎所長に譲渡・移管したものについては、【7系】に分類せず、【1系】に分類する。

● 製作者または著作権者またはプライバシー権保持者の女性から岩崎所長に提供された無体物のうち、その提供者の女性が、一身上の都合（これを女性自身で所持することに伴う個人的事情による苦痛を回避する目的等）により、この無体物について女性自身の有する権利のうち他の者に譲渡・移管可能な権利の全部（著作権、著作隣接権等）を強い意思を持って放棄し、これを岩崎所長に譲渡・移管したものについては、【8系】に分類せず、【2系】に分類する。

譲渡・移管できないか譲渡・移管が困難であると解される権利（著作者人格権、登録・免許制の知的財産権等）については、判例に従い解決する。

また、著作権法第六一条第二項において、譲渡の目的として掲げられていないときに留保されたものと推定されることが規定されている同法第二十七条又は第二十八条に規定される権利が、双方とも岩崎所長に譲渡されていない場合、その著作物は【2系】に分類せず、【8系】に分類する。すなわち、【2系】には、製作者または著作権者またはプライバシー権保持者の女性から、同法第二十七条及び第二十八条に規定する権利の全部を含む著作権の全部が岩崎所長に対して譲渡された著作物のみを分類する。

また、私たち女性局は、とりわけ女子学生からアーカイブ収録の

要望を受ける各資料について、次の通り取り決める。

- 次の女性の製作物・著作物は、収録する。
 - ※ 製作者・作者の女性本人から収録の要望があったもの
 - ※ 機関リポジトリ、セルフアーカイブ等での公表が法令で義務付けられている博士論文
 - ※ 修士論文・卒業論文のうち、担当教員のサイト等で公表されたもの
- 次の女性の製作物・著作物は、収録しない。
 - ※ 岩崎所長の活動と接点のないもの
- 次の女性の製作物・著作物は、JICAには収録するがJOCWには収録しない。
 - ※ 製作者・作者の女性が物権、所有権、著作権等の全部を保持しないため、JOCWへの収録を希望しても権利の放棄ができないもの